

# 企画競争説明書

業務名称：エチオピア国アジスアベバ市道路維持管理機材整備計画準備  
調査

案件番号：180478

## 【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）
- 第4 業務実施上の条件

2018年12月12日  
独立行政法人国際協力機構  
調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構(JICA)が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法(企画競争)について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書(以下「プロポーザル」という。)に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「業務の目的・内容に関する事項(特記仕様書案)」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者と行う契約交渉において、協議するものとしています。

## 第1 企画競争の手続き

### 1 公示

公示日 2018年12月12日(水)

### 2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

### 3 競争に付する事項

(1) 業務名称：エチオピア国アジスアベバ市道路維持管理機材整備計画準備調査

(2) 業務内容：「第3 業務の目的・内容に関する事項(特記仕様書案)」のとおり

(3) 適用される契約約款雑型：

(○) 成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款

すべての費用について消費税を課税することを想定しています。

( ) 業務の完了を約しその対価を支払うと規定する約款

国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

(4) 契約履行期間(予定)：2019年2月下旬～2019年11月下旬

### 4 窓口

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部

契約第一課 関谷 貴子 Sekiya.Takako@jica.go.jp

注) 書類の提出窓口(持参の場合)は、同ビル1階 調達部受付となります。

## 5 競争参加資格

### (1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させて頂きます。

#### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

#### 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準備成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

#### 3) 独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

### (2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

#### 1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は、当機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争資格参加」(<https://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

#### 2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

#### (3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

### (4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

#### （5）競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<https://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。

その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

### 6 説明書に対する質問

（1）質問提出期限：2018年12月19日（水）12時

（2）提出先・場所：上記4. 窓口

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

（3）回答方法：2018年12月25日（火）までに機構ホームページ上に行います。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

### 7 プロポーザル等の提出

（1）提出期限：2018年12月28日（金）12時

（2）提出方法：郵送又は持参

注1) 郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。

注2) 郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

（3）提出先・場所：上記4. 窓口

（4）提出書類：プロポーザル 正1部 写 4部  
見積書 正1部 写 1部

（5）プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- 3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 4) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- 5) 虚偽の内容が記載されているとき
- 6) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

（6）見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guide-line/consultant/quotation.html>）

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとして下さい。

b) 旅費（その他：戦争特約保険料）

c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの

d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

e) その他（以下に記載の経費）

ベースライン調査に係る再委託／調査補助員・資機材費等の費用

#### 【旅費（航空賃）の本見積化に伴う取扱いについて

本契約においては、旅費（航空券）を本見積りに入れて頂くこととしています。このため、契約の履行に際しては、旅費（航空賃）について、以下のとおりの取扱いとなりますので、ご留意願います。

- 1) 旅費（航空賃）を別見積りとした場合と同様に、契約で合意された航空賃単価、渡航回数、航空券クラス、渡航経路、航空会社の範囲内で手配することを原則とし、証拠書類に基づく実費精算とする。
- 2) 渡航回数の増加が必要な場合であって、他の直接経費から流用が可能な場合は、打合簿による増加を認める。また、契約金額の増額が必要と認められる場合、契約変更を検討する。
- 3) 「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」の規定によらず、旅費（航空賃）についても、打合簿に基づく他の直接経費の費目（中分類）への流用を認める。
- 4) 一方、契約約款第14条第5項第1号（航空賃増額の際の契約金額を超えた精算）は適用しない。

3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

- a) ETB 1 = 4.097640 円
- b) US\$ 1 = 113.385000 円
- c) EUR 1 = 129.024000 円

5) その他留意事項

#### 8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

### (1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

#### 1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 業務主任者／道路維持管理計画
- b) 機材配備計画

#### 2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 5.80 M/M

### (2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

#### 1) 若手育成加点 (以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。  
若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

( ) 本案件は、業務管理グループの適用対象案件ですが、「若手育成加点」は適用しません。

( ) 本案件は、業務管理グループの適用対象案件ではありませんので、「若手育成加点」は適用されません。

### 2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

具体的には、評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

### (3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5) の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

## 9 評価結果の通知と公表

提出されたプロポーザルと見積書は当機構で評価・選考の上、2019年1月30日(水)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に評価結果（順位）及び契約交渉権者を通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等

- ③業務従事予定者の経験・能力
  - ④若手育成加点\*
  - ⑤価格点\*
- \*④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂ければ、日程を調整の上、説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

## 10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）等に基づき、機構ウェブサイト上に必要な情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

### (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

#### 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

#### 2) 公表する情報

ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名

イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

#### 3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

### (2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

## 11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

### (1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

- 力. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不當に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

#### (2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

#### 12 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達監理を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（○）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

- 1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。  
本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。  
ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。
- 2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。  
( ) 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。  
( ) 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

### 1.3 その他留意事項

#### (1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

#### (2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

#### (3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

#### (4) プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

#### (5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

#### (6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

##### 1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>）

##### 2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

（URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)）



## 第2 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

注) 類似業務：道路維持管理計画／機材配備計画に係る各種業務

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

##### 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

##### 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 業務管理体制の選択 （以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（○）本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

（ ）本案件では、業務管理グループ（副業務主任者の配置）の適用を認めません。

#### 2) 評価対象業務従事者の経歴

##### 【業務主任者（業務主任者／道路維持管理計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者も同様の項目を記載のこと）

##### a) 類似業務の経験：道路維持管理計画に係る各種業務

##### b) 対象国又は同類似地域：エチオピア 及び全途上国での業務の経験

##### c) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

##### d) 業務主任者等としての経験

##### e) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

##### f) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

##### 【業務従事者：担当分野 機材配備計画】

##### a) 類似業務の経験：機材配備計画に係る各種業務

##### b) 対象国又は同類似地域：エチオピア 及び全途上国での業務の経験

##### c) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

##### d) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

##### e) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

## 2 プロポーザル作成上の条件

### (1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。
- 注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。
- 注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。
- 注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。
- 注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。
- 注6) 通訳団員については、補強を認めます。

### (2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能ですが。ただし、委託される業務は我が國ODAの実施業務あることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目指してください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

## 3 プレゼンテーションの実施（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（○）本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

（ ）プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

別紙：プロポーザル評価表

## プロポーザル評価表

## エチオピア国アジスアベバ市道路維持管理機材整備計画準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	10.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	3.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	5.00	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(40.00)	
①業務主任者の経験・能力 業務主任者／道路維持管理計画	業務主任者のみ (40.00)	業務管理グループ (16.00)
ア) 類似業務の経験	16.00	7.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	2.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	3.00
オ) その他学位、資格等	6.00	2.00
②副業務主任者	( - )	(16.00)
カ) 類似業務の経験	—	7.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	2.00
ク) 語学力	—	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	—	3.00
コ) その他学位、資格等	—	2.00
③体制、プレゼンテーション	( )	(8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	—	
シ) 業務管理体制	—	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力：機材配備計画	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	



## **第3 業務の目的・内容に関する事項**

### **1. 事業の背景**

エチオピアでは、貨物・旅客交通の95%以上を道路交通に依存しており、道路が国の根幹をなすインフラとなっている。1997年に開始した道路セクター開発プログラムにより15年で道路延長が137%増加する等顕著な改善もみられるものの、交通需要は依然増大していることから、エチオピア政府は国家開発計画「成長と移行計画」

(Growth and Transformation Plan II: 2015/16-2019/20年度。以下、「GTPII」)にて急速な都市化に対応する質の高いインフラの重要性とインフラの持続性確保に向けた組織強化の重要性に言及し、これに取り組んでいる。

近年10%超のGDP成長が続く好調なエチオピア経済を牽引している、エチオピア最大の都市であるアシスアベバ市では、都市化が急速に進み、多くの新規道路整備が進められている。市内の道路の維持補修はアシスアベバ市道路交通総局道路公社(以下、「AACRA」)の直営により応急的に実施されており、各種機材の維持管理もAACRAの直営により実施されているものの、機材不足と技術レベルの低さにより、一部道路ではわだち掘れが発生しており、将来にわたり良好な道路状況を保つことが困難と予想されている。これらの課題に対し、エチオピア政府はGTPIIに基づき定期的な点検・データ管理、維持管理計画の策定等の能力強化を進めているものの、道路補修のための機材の老朽化や圧倒的な数量不足により維持管理は進んでいない。そのために、エチオピア政府は、道路補修の機材整備を行うことでGTPIIの具現化を図るべく、無償資金協力事業としてのアシスアベバ市道路維持管理機材整備計画(以下、「本事業」)の実施検討を我が国に要請した。

これまで我が国は、エチオピアの大動脈である国道三号線のアシスアベバ～デブレマルコス間の289kmや国道一号線の要衝の整備を無償資金協力「第一次～第四次幹線道路改修計画」、「国道一号線アワシュ橋架け替え計画」で支援のほか、過積載対策として「道路損傷防止機材整備計画準備調査」を行った。また、地滑り対策、橋梁維持管理等道路維持管理分野にも技術協力「地すべり対策工能力強化プロジェクト」、「橋梁維持管理能力向上プロジェクト」等を中心に重点的に取り組んできており、エチオピア道路セクターに対して一貫した協力を続けており、本事業についても実施の必要性は高いと考えられる。

### **2. 事業の概要**

#### **(1) 事業目標 :**

アシスアベバ市において、アシスアベバ市道路公社の道路補修機材を整備することにより、道路状況改善に向けた維持管理能力の向上を図り、もって同市の道路状況の改善に寄与する。

#### **(2) 事業概要：道路補修機械の整備**

#### **(3) 対象地域（サイト）：アシスアベバ市**

#### **(4) 実施機関：**

アシスアベバ市道路交通総局道路公社 (AACRA)

### 3. 業務の目的

施設・機材等調達方式の無償資金協力の活用を前提として、事業の背景、目的及び内容を把握し、効果、人的・技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、事業の成果・目標を達成するために必要な相手国側分担事業の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案することを目的とする。

### 4. 業務の範囲

本業務は、エチオピア政府から要望のあった「アジスアベバ市道路維持管理機材整備計画」について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものであり、原則、現地調査において JICA がエチオピア側と合意する協議議事録に基づいて実施するものとする。

### 5. 実施方針及び留意事項

#### (1) 調査手法、調査項目

本業務指示書は、これまでに判明した事実及び現地から入手した情報を基に作成したものである。コンサルタントは、より効率的かつ効果的な調査手法等を検討の上、プロポーザルに記載すること。なお、本業務指示書に記載している事項以外にコンサルタントが必要と判断する調査項目についても、プロポーザルに記載して提案する。

#### (2) 現地調査の実施方法

本調査においては、下記のとおり計 2 回の現地調査実施を想定する。なお、それぞれの現地調査に際しては、JICA から調査団員を参加させる。

第 1 回現地調査：最適な事業内容を検討するために必要な事業の背景・内容の確認、調達事情調査、免税情報調査。概略設計、概略事業費の積算、最終報告書案の作成等に必要な調査、協議、情報収集を行うための現地調査。

第 2 回現地調査：概略設計（案）を先方関係者に説明・協議するための現地調査。

#### (3) 計画内容の確認プロセス

本調査は、我が国が無償資金協力として実施することが適切と判断される計画を策定することを目的の一つとしているため、計画内容の策定に当たっては、調査の過程で隨時十分に JICA と協議する。

なお、特に以下の段階においては、日本側関係者が出席する会議を開催し、関係者と内容を確認・協議する。

##### ア) 第 1 回現地調査派遣前

現地調査の派遣に先立ち、先方関係者との協議及び現地調査の方針を確認する。

##### イ) 第 1 回現地調査帰国時

現地調査結果を記述した「現地調査結果概要」を取りまとめ、これを基に、基本的な計画・設計の方向性を協議、確認する。

##### ウ) 第 2 回現地調査派遣前

計画の内容を取りまとめた「準備調査報告書（案）」に基づき、計画内容を確認する。

工) 第2回現地調査帰国時

現地調査における先方関係者との「準備調査報告書（案）」に係る協議内容を確認する。

(4) 技術協力事業との連携

技術協力プロジェクト「アシスアベバ市道路維持管理能力向上プロジェクト」(2015年6月-2019年6月予定)が現在実施中であることから、当該プロジェクトの詳細計画策定調査時の報告書等を確認するとともに、必要に応じて当該プロジェクトを実施中のJICA専門家チームに対象機関の人員配置・技術力、道路維持管理の実施内容・実績、既存の道路維持管理機材の種類・数量・稼働状況等を確認の上、本業務に反映することとする。

なお、本調査はそれらの情報を踏まえて実施することを前提とし、当該プロジェクトで確認済みの情報と調査内容の重複がないように留意することとする。

(5) 機材の仕様・数量の検討

本事業において調達される機材の仕様・数量については、対象地域で実施されている、もしくは実施されるべき道路維持管理業務の分量・手法や対象道路の諸元・自然環境、既存の道路維持管理機材の種類・数量・稼働状況、関連法律、規制、スペアパーツの調達容易性等を踏まえて検討する。また、他ドナーの類似事業の実績、計画及び教訓についても確認し、機材の仕様・数量の検討の際はその調達結果を反映する。

(6) 機材の設置先等の検討

本事業において調達される機材の設置先は、対象地域内の道路整備・維持管理を管轄するAACRAを想定しているものの、先方政府の意向についても確認の上、検討を進める。

(7) 機材の整備・メンテナンス並びに機材維持管理体制及び人材育成の検討

調達した機材の整備・メンテナンスに必要な機材・機器の整備や日常的な機材維持管理を実施するために必要となる機材を確認する。

また、先述の通り、道路の維持補修はAACRA直営で施工されることがほとんどであり、各種機材の維持管理もAACRA直営で行われているとのことだが、AACRAにおける人材育成や機材の維持管理体制も調査し、日常的な維持管理作業や工事中安全対策への配慮等に係る人材の能力強化について、ソフトコンポーネント等による技術支援の必要性について本調査を通じて確認する。

(8) 事業効果に影響を与える関連事業の確認

現在、世界銀行、アフリカ開発銀行、EU、中国、韓国、アラブ系基金等が道路セクターへの支援を行っている。アシスアベバ市では世界銀行が市内の道路安全の向上を目的とした「Transport Systems Improvement Project」(2016-2023年)を実施中であることから、事業計画の策定に当たってはこれら関連事業の確認を行うこと。

#### (9) 環境社会配慮

本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため、同ガイドラインに基づくカテゴリーをCとしている。

#### (10) 貧困削減・ジェンダー

整備対象地域での道路周辺調査を進めるに当たり、道路整備にあたっての女性や子供等社会的弱者への配慮の可能性を調査する。また、社会状況の把握として、対象地域周辺の貧困データ、ジェンダー関連データ等の既存資料を収集・整理する。

#### (11) 安全対策に関する検討

本事業において調達される機材は供用中の路線上で使用されることが想定される。そのため、エチオピアにおける現況の工事中安全対策、交通規制方法等を調査し、必要に応じて規制資機材や安全用品等を機材に含めることを検討する。

#### (12) 入札時の競争性確保

本事業のような道路維持管理機材の整備事業においては、構成機材を製造可能なメーカーが限定されるケースも考えられるため、各機材の調達に際し、第三国調達の可能性も含め、入札時の競争性が確保されるよう工夫する。

#### (13) 税金関連

2017年度E/N・G/A締結のエチオピア向け無償資金協力4案件（坑口地熱発電システム整備計画、ティグライ州中等学校建設設計画、バハルダール市上水道整備計画、TICAD産業人材育成センター建設設計画。以下「先行案件」）において、直接税(法人税、個人所得税)を本邦業者に課税するという問題が発生している。

エチオピア政府と大使館・JICA事務所との協議の結果、直接税は見返り資金を充当すること、法人税は事前免税（エチオピア政府内の見返り資金直接払い）、個人所得税は事後還付（6か月毎に見返り資金の使途申請により業者等に還付）という方針で両者合意したが、2018年12月時点では両政府間の口上書交換がなされていない。

このため、これら先行案件の実施状況を確認し、免税情報シートの確認・更新を行うものとする。

### 6. 業務の内容

#### (1) インセプション・レポートの作成

要請書及び関連資料の分析・検討を行い、事業の全体像を把握する。併せて、調査全体の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。上記の作業を踏まえて、インセプション・レポート、質問票を作成する。

#### (2) インセプション・レポートの説明・協議

JICAが派遣する調査団員と協力し、インセプション・レポート（調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度等）を先方政府関係者に

説明し、内容を協議・確認する。

(3) 事業の背景・経緯の確認

- 1) エチオピアにおける道路整備事業に係る上位計画（GTPII等）を確認する。
- 2) エチオピアにおける道路の整備・維持管理・予算、道路維持管理機材の現状、課題を調査し、本事業の重要性、必要性を確認する。
- 3) 本事業要請の経緯と内容を再度確認する。
- 4) 本事業に関連する我が国、及び他ドナーや国際機関の援助動向、事業内容および彼らの保有する事業の教訓等を確認する。

(4) 事業の実施体制の確認

事業実施機関であるAACRAの組織・権限・人員構成や近年の予算状況、技術水準等を調査し、本事業の実施機関として、その体制や維持管理能力に問題がないか確認する。

また、機材台帳管理、道路補修計画策定、補修作業の適切さや効率等、AACRAの実務実施能力についても確認する。

特に、必要となる体制等が本事業の実施により大幅に増大する場合は、人員・予算等を先方が対応可能であるかを十分検討する。

(5) サイト状況調査

本調査にて行う設計、積算について必要な精度を確保するため、対象サイトにおいて以下に示す道路維持・管理状況の確認調査を行う。

- 1) AACRAが管轄する道路の整備・維持管理状況、現有の道路維持管理機材の種類・数量・稼働状況・耐用年数及び道路維持管理の実施内容・実績、並びに盜難等に対する治安対策等を調査する。その際、ドナーの類似事業の実績、計画及び教訓についても確認し、類似の事業計画がある場合には、事業の進捗状況等、詳細を確認することとする。
- 2) AACRAが管轄する道路の整備・補修計画、実施体制、予算等を調査する。なお、整備・補修工事を外部委託する際の基準や規模等についても現状を確認する。
- 3) 本事業の成果指標の想定及び成果予測を行い、評価に必要な指標に関するベースライン（現況値）の確認を行う。

(6) 調達事情調査

- 1) 本事業で調達する道路維持管理機材について、現地調達や第三国調達の可能性を検討し、調達事情（調達先、調達方法、調達期間、調達価格、輸送費、免税措置等）を調査する。
- 2) 調達関連法令について調査する。
- 3) 本事業で調達する機材の現地代理店、スペアパーツ調達方法、メンテナンス、アフターサービス体制等について調査する。

(7) 事業内容の計画策定

上記調査及びJICAとの協議踏まえ、協力対象事業の計画策定（概略設計）を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。

なお、設計に当たっては、「協力準備調査設計・積算マニュアル(試行版)」(2009年3月)及び同「機材編」(2017年7月)に準拠して設計総括表を作成し、JICAに対しその内容を説明し、確認を取ることとする。なお、設計精度については入札に対応できる精度を確保する。

#### 1) 基本計画（機材の設置先、数量・仕様等）

調達事情や実施機関の実施体制・能力、対象地域の道路整備・補修の実績・計画、保有機材、機材調達後の維持管理計画等を勘案し、設計方法を整理する。また、プラント等据付に必要な機材をコンポーネントとする場合には、据付計画も併せて策定する。

##### ① 全体計画：

AACRAの現有機材の種類・数量・稼働状況・耐用年数や管轄道路の区分・総延長・現況、人員配置、技術力、他部署からの機材の融通可能性等に関する調査の結果を踏まえ、設置先としての適否や各機材の具体的な設置先を検討する。

##### ② 機材計画：

必要と認められる機材について、想定事業費を踏まえ、機材名、仕様、数量、使用目的等を整理する。また、対象地域の気候や地形等の自然条件を考慮するとともに、AACRAの技術レベルに応じた仕様・規模に絞り込んだうえで機材の優先順位をつける。

本事業で調達する機材のスペアパーツについての調達も検討し、その数量については道路維持管理機材の特性、交換サイクル等を十分に考慮して決定する。

#### 2) 調達計画

本事業で調達する機材の調達計画や具体的な調達工程等をとして計画・設計される事業内容の基本計画を検討する。4.(10)に留意しつつ検討する。

#### 3) ソフトコンポーネント計画

4.(7)に記載の通り、維持管理能力の強化や工事中安全対策及びスペアパーツ管理等に関するソフトコンポーネント等を通じた技術支援等の必要性について検討する。

### (8) 相手国側負担事項の確認

相手国側負担事項（必要な人員配置、便宜供与、予算確保、交通規制等）のプロセス、各手続きにおける関係省庁を明確にし、その着実な実施を相手国政府に要請し、個別に書面にて確約を取り付ける。これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国負担事項としてミニッツに記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に事業実施時の相手国負担事項の根拠となる。なお、この情報はDD(詳細設計)時にさらに精査・更新していくものである。

### (9) 税金情報の収集整理

無償資金協力事業では免税が原則であるため、免税措置がどの役所によって、どのような手続きで行われるか等について詳しく調査する。具体的には、①法人の利益・所得に課される税金(法人税等)、②個人の所得に課される税金(個人所得税等)、③付加価値税(VAT等)、④資機材の輸入に課される税金や諸費用、⑤その他、当該事業実施において関係する主要税目を対象に、それぞれ当該国にお

ける名称、税率、計算方法、根拠法等をまとめた上で、各税目について、受注企業が免税（事前免税、実施機関負担または事後還付等）を確保するために必要な手続き（申請先、手順、所要期間等）について調査する。過去に免税措置に関する問題があった場合は、その理由を詳しく調査する。また国内においても、過去に案件を実施した経験のある本邦企業に対して、OCAJII等を通じてヒアリングを行い、免税情報を収集する。

免税情報は現地 JICA 事務所にて蓄積していくことが望ましいため、調査開始時点での JICA 事務所と協議し、JICA 事務所が有する情報を入手し、情報アップデートを行う。設計・積算前の現地調査終了時には必ず JICA 事務所へ報告する。その際、更新した情報と併せて、先方政府と協議した際の情報（協議相手、内容、連絡先等）も提出する。

なお、調査結果については免税情報シートにまとめ提出する。

#### (10) 事業の維持管理計画策定

本事業で調達する機材の維持管理計画及び盗難等への治安対策を検討することとし、特に先方政府側による機材を活用した道路維持管理に必要な技術力や予算措置の見込み、機材のメンテナンス体制やスペアパーツの確保の見込みを確認し、維持管理計画を検討する。その際、我が国の「(社)日本建設機械化協会、建設機械等損料表」及び既存機材の使用状況等を参考に、各機材の耐用年数を設定したうえで、維持管理計画を検討する（維持管理予算の算出等）こととする。

#### (11) 事業及び協力対象事業の概略事業費

事業及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費を積算する。積算にあたっては、同積算の結果が無償資金協力の事業費算定の根拠となることを踏まえて、調査・設計の妥当性をよく検討し、資料の欠落や過誤・違算を防止するとともに、過不足のない適正なものになるよう留意すること。積算に当たっては、「協力準備調査設計・積算マニュアル 機材編」を参照し、積算総括表を作成の上で機構に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

##### 1) 準拠ガイドライン

積算に当たっては、上記マニュアルの補完編を参照する。

##### 2) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、コスト縮減の可能性を十分に検討する。

#### (12) 協力対象事業実施に当たっての留意事項

「協力対象事業」の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。

#### (13) 詳細設計実施に向けた留意事項の整理

概略設計を踏まえ詳細設計を実施するにあたり、懸案となる事項、積み残し事項等、留意点をまとめ、本体実施時に確実に引き継がれるよう配慮する。具体的には、概略設計段階と詳細設計段階のアウトプットを具体的に示し、その差を明らかにする。

#### (14) 想定される事業リスクの検討

事業実施中、事業実施後に想定される各種リスクを特定し、対応策（リスクの管理や軽減策）を検討する。特に事業実施中のリスクについては、それらをコントロールする手法について検討する。また、事業実施後に想定されるリスクの軽減については、詳細設計やソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策等、ハード面、ソフト面の双方について検討する。

#### (15) 事業の評価

事業の評価を妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、事業完成後約3年を目途とした目標年の目標値を設定する。

なお、本事業については、定量的指標として、①調達機材による道路の整備（補修）等延長距離、②年間維持管理費用（円及び現地通貨）、③年間維持管理延べ人数、等を想定しているが、ほかに定量的効果について提案があればプロポーザルに記述するとともに、効果測定のためのベースライン調査（現地再委託・調査補助員も含む）が必要な場合は、調査方法、調査対象地、所要概算額も含めて提案する。

標準指標例については「無償資金協力 開発課題別指標例」を参照。

[https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/indicators/grant\\_aid.html](https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/indicators/grant_aid.html)

#### (16) 準備調査報告書（案）の作成

調査全体を通じ、その結果を準備調査報告書（案）として取り纏め、内容についてJICAと協議する。

#### (17) 準備調査報告書（案）の説明・協議

概略事業費を含む上記準備調査報告書（案）をエチオピア政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。特に、事業実施における維持管理体制の整備など、相手国側による事業の技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。

#### (18) 準備調査報告書等の作成

エチオピア政府関係者等への準備調査報告書（案）の説明・協議を踏まえ、以下の報告書等を作成する。

- 1) 概略事業費（無償）積算内訳書
- 2) 準備調査報告書
- 3) 機材仕様書
- 4) デジタル画像集
- 5) 進捗報告書（Project Monitoring Report）の初版
- 6) 免税情報シート

### 7. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(5)から(9)を最終成果品とする。

なお、以下に示す部数は、JICAへ提出する部数であり、先方実施機関との協議、

国内の会議等に必要な部数は別途用意する。

- |  |  |
|--|--|
| (1) 業務計画書                                  | : 和文 3 部   |
| (2) インセプション・レポート                           | : 和文 8 部<br>: 英文 10 部  |
| (3) 現地調査結果概要                               | : 和文 10 部  |
| (4) 準備調査報告書（案）                             | : 和文 10 部<br>: 英文 10 部   |
| (5) 概略事業費（無償）積算内訳書                         | : 和文 2 部   |
| (6) 準備調査報告書<br>(※進捗報告書初版及び<br>免税情報シートを含む。) | : 和文（製本版）8 部及び CD-R 1 枚<br>: 英文（製本版）18 部及び CD-R 3 枚<br>: 和文（先行公開版）3 部及び CD-R 1 枚 |
| (7) 機材仕様書                                  | : 和文 2 部<br>: 英文 4 部   |
| (8) デジタル画像集                                | : CD-R 2 枚（デジタル画像 40 枚程度）  |
| (9) 進捗報告書（Project Monitoring Report）の初版    |  |
| (10) 免税情報シート                               |  |

注 1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第 6 条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注 2) (5) については設計・積算マニュアル補完編・機材編を、その他については無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドラインを参照することとする。

注 3) 準備調査報告書（和文：製本版）には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書（和文：先行公開版）を作成する。

注 4) 報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」（2014 年 11 月）を参照する。

注 5) 特に記載のないものはすべて簡易製本（ホッチキス止め可）とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

## 第4 業務実施上の条件

### 1. 業務工程計画（案）

2019年3月上旬より第1回現地調査を行い、その後国内解析（積算審査に要する期間含む）を行い、同年8月上旬頃に第2回現地調査（概略設計概要説明）を実施することを想定する。同年11月上旬までに準備調査報告書を含む成果品を作成・提出する。

業務内容を考慮のうえ、より適切な工程計画がある場合、プロポーザルにて提案すること。

項目	時期	2019年											
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
(概略設計調査)													
事前準備													
第1回現地調査（概略設計）													
国内解析													
第2回現地調査（概要説明）													
国内整理													
概要資料提出													
最終報告書提出													

### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途：9.68M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

- 1) 業務主任者／道路維持管理計画（2号）
- 2) 機材配備計画（3号）
- 3) 修理点検計画
- 4) 調達計画／積算

注) 業務従事者の構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な構成がある場合、プロポーザルに含めて提案すること。また、上記の格付けは目安であり、これを超える格付けを提案する場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

### 3. 配布資料

関連資料として以下の事業に係る報告書、関連情報がJICA図書館（<https://libportal.jica.go.jp/fmi/xsl/library/public/Index.html>）及びJICAナレッジサイト（[http://gwweb.jica.go.jp/km/km\\_frame.nsf](http://gwweb.jica.go.jp/km/km_frame.nsf)）にて閲覧可能。

- ・「道路損傷防止機材整備計画準備調査」  
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000019655.html>
- ・「第四次幹線道路改修計画準備調査」  
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000256429.html>

- ・「アバイ渓谷ゴハチオン - デジエン幹線道路機材整備計画準備調査」  
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000253047.html>

- ・「地すべり対策工能力強化プロジェクト」  
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000014384.html>

- ・「アバイ渓谷地すべり対策調査プロジェクト」  
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000251708.html>

- ・「アディスアベバ市道路維持管理能力向上プロジェクト」  
<https://www.jica.go.jp/oda/project/1300502/index.html>

なお、「アディスアベバ市道路維持管理能力向上プロジェクト」では、道路補修計画を含む道路維持管理計画を作成中であり、主に以下の資料を共有することが可能（担当連絡先：[Takada.Yuichiro@jica.go.jp](mailto:Takada.Yuichiro@jica.go.jp) / 03-5226-8145）。

- ・モニタリングシート（最新版）
- ・道路維持管理計画（一部抜粋）
- ・AACRA 所有の道路維持管理機材一覧

#### 4. JICA からの参加団員の構成と現地調査行程（案）

##### (1) 第1回現地調査

- 1) 団員構成：総括、計画管理
- 2) 調査行程：約 10 日間
- 3) 目的：相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて本調査方針および無償資金協力制度を確認し、双方の合意事項などに関する協議議事録を取りまとめる。

##### (2) 第2回現地調査（概要説明）

- 1) 団員構成：総括、計画管理
- 2) 調査行程：約 7 日間
- 3) 目的：準備調査報告書（案）について、双方の合意事項などに関する協議議事録を取りまとめる。

#### 5. 現地再委託・調査補助員

効果測定のためのベースライン調査については、再委託の内容についてプロポーザルにて提案したうえで、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める。コンサルタントは、業務内容を勘案の上、効率性、経済性を考慮した効果的な配置についてプロポーザルにて提案すること。なお、現地再委託にかかる費用については別見積りとすること。

また、現地再委託をせずに調査補助員を活用した直営による実施も選択肢として検討し、最適なプロポーザルにて提案すること。なお、調査補助員や資機材費等の直接経費については別見積りとする。

現地再委託先の委託業者は、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」（2017年4月）に則り選定及び契約し、委託業者の業務遂行に関して適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

## 6. その他の留意事項

### (1) 無償資金協力事業の実施体制

本計画の実施が我が国の施設・機材等調達方式の無償資金協力として実施される場合、JICAは本調査を実施した本邦コンサルタントを実施設計及び施工監理を実施するコンサルタントとして、先方政府に推薦することを想定している。

実施設計・施工監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画および要員計画をプロポーザルに記載する。その際、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」(2017年4月)の様式4-2および様式4-3を準用した表を添付する。

### (2) 業務主任の総括団員への同行

現地調査に関し、業務主任は総括団員滞在期間中原則として総括団員の調査に同行することとするが、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を妨げない。

### (3) 調査用機材の調達

コンサルタントは、業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案し、見積もりに含めること。本邦から携行するコンサルタント所有機材のうち、コンサルタントが本邦に持ち帰らない機材であって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、コンサルタントが必要な手続きを行うものとする。

### (4) 安全管理

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICAエチオピア事務所、在エチオピア日本大使館等において十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。同事務所と常時連絡が取れる体制とし、(特に地方にて活動を行う場合は、複数の連絡手段の確保に留意し)現地の最新の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとり、安全対策について了解を取るように留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

### (6) 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイドライン(2014年10月)」の趣旨を念頭に準備調査を行うこと。なお、疑義が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

### (7) 適用する約款

本業務にかかる契約は「成果品の完成を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、すべての費用について消費税を課税することを想定している。

以上

(別紙1)

本案件は、本見積もりに旅費（航空賃）を計上することとする。

なお、契約締結以降、以下の点につき、留意すること。

- (ア) 内訳書記載の旅費（航空賃）の総額が増えなければ、航空賃単価（予約クラス）や渡航回数の増減等のやり繰りは可能（フライトクラスは変更不可）。  
その場合、打合簿で確認する。
- (イ) 旅費（航空賃）と直接経費の費目間流用を認める。打合簿で確認すること。
- (ウ) 変更契約等で渡航回数の増加が必要な場合は、理由が真に必要と認められる場合のみ、内訳書に記載の、各団員のフライトクラス、航空賃単価（予約クラス）を上限として旅費（航空賃）の増額を認める。
- (エ) 精算は、これまでと同様に証憑による実費精算処理とし、経理処理ガイドラインに沿って行う。
- (オ) ただし、経理処理ガイドライン14頁の「(5) 契約履行期間中の留意事項」は適用対象外とする（現地購入等は可能だが、フライトクラスは変更不可）。  
そのため、見積もりに関しては、日程変更、価格変動等のリスクを考慮すること。
- (カ) なお、予め打合簿で認められた場合を除き、約款第14条第5項第1号に規定する精算の適用除外となる。契約金額を上回る旅費（航空賃）の精算は不可とする。

以上

